

# マージン率等の情報提供について

① 派遣労働者の数

令和〇年6月1日時点

27人

② 派遣先事業所数(実数)

令和△年度

15事業所

③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額

令和△年度(令和△年4月1日～令和〇年3月31日)

18,300円 (8時間 全業務平均)

④ 派遣労働者の賃金の額の平均額

令和△年度(令和△年4月1日～令和〇年3月31日)

12,000円 (8時間 全業務平均)

⑤ マージン率

令和△年度(令和△年4月1日～令和〇年3月31日)

34.4%

マージン率

=

前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日  
(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額

前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日  
(8時間)当たりの賃金の額の平均額

−

前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日  
(8時間)当たりの賃金の額の平均額

前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日  
(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( すべての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和□年3月31日 )

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別     | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練  | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| OA機器操作訓練 | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| リーダー就任研修 | 待機中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 ○○ ○○ 電話番号 06-○○○○-○○○○

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

【例】 社員の送迎バスあり

事業所名 近畿スタッフ株式会社 大阪オフィス

許可番号 派27-○○○○○○○

## ★原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。★

### ① 派遣労働者の数

直近の数が望ましいが、直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した事業所ごとの派遣労働者の数でも差し支えない。

### ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

直近の数が望ましいが、直近の「事業報告書」の派遣先事業所数でも差し支えない。

### ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額

直近の労働者派遣に関する料金の額の平均額(当該事業所における派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の平均額。また、小数点以下の端数が生じた場合には、四捨五入のうえ表記すること。)が望ましいが、直近の「事業報告書」に記載した派遣料金とすることでも差し支えない。

### ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額

派遣労働者の賃金の平均額(当該事業所における派遣労働者の1人1日(8時間)当たりの賃金の額の平均額。また、小数点以下の端数が生じた場合には、四捨五入のうえ表記すること。)が望ましい。ただし、個別に算出する代わりに直近の「事業報告書」に記載した派遣労働者の賃金の額とすることでも差し支えない。

### ⑤ マージン率

$$\frac{18,300\text{円} - 12,000\text{円}}{18,300\text{円}} = 0.344262295 \quad \blacktriangleright \quad \boxed{34.4} \%$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

### ⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

法第30条の4第1項の労使協定を締結している場合には、当該協定の対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期、当該協定を締結していない場合には、当該協定を締結していない旨を情報提供すること。

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

派遣元事業主には、希望者全員へのキャリアコンサルティングの実施及びキャリア形成に資する教育訓練の実施等が義務づけられている。このため、キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先やキャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容(その概要を含む)を示すことが求められる。

公表する内容としては、入職時等の教育訓練や職能別訓練等の訓練種別、対象となる派遣労働者、賃金支給の有無、派遣労働者の費用負担の有無等の労働者派遣計画で計画し記載すべき事項と同様の事項を公表することが考えられるが、それ以外の事項についても、公表すべき事項があれば、積極的に公表することが望ましい。

### ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

積極的な情報提供を行うことで実態をより正確に表すことが可能となり、派遣労働者による派遣元事業主の適切な選択等に資すると考えられる事項をいう。その内容は、各派遣元事業主において判断すべきものであるが、例えば、福利厚生に関する事項や派遣労働者の希望や適性等に応じた派遣先とのマッチング状況等が考えられる。